

平成 27 年度  
決算 状 況

団 体 コ ー ド	132144	市 町 村 類 型	Ⅲ-1
団 体 名	国分寺市	27年度交付税種地区分	Ⅱ-10

人 口		指定団体等の状況		事務の共同処理の状況		指 数 等		
国調	27年 122,742 人 増減率 (27年/22年) 1.7 %	過疎 山村 離島 不交付 広域行政圏	首都 近郊整備 既成市街地	<ごみ・し尿処理> 東京たま広域資源循環組合 浅川清流環境組合		基準財政需要額	17,799,648 千円	
住民基本台帳	28.1.1 119,940 人 対前年度増減率 0.5 %			<収益事業> 東京都十一市競輪事業組合 東京都四市競艇事業組合		基準財政収入額	17,978,560 千円	
	(参考) 65才以上人口 28.1.1 25,948 人	面積	11.46 k㎡			標準財政規模	23,340,717 千円	
決算収支の状況 (千円)		平成 27 年度	平成 26 年度			うち臨時財政対策債 発行可能額	0 千円	
1. 歳入総額 A	43,866,693	40,806,203	<その他> 東京市町村総合事務組合 東京都後期高齢者医療広域 連合		財政力指数	0.991 単年度 ( 1.010 )		
2. 歳出総額 B	41,706,132	39,576,173			実質収支比率	7.7 %		
3. 歳入歳出差引額 C (A-B)	2,160,561	1,230,030			公債費負担比率	6.8 %		
4. 翌年度に繰り越すべき財源 D	372,867	45,104			経常収支比率	90.9 %		
5. 実質収支 E (C-D)	1,787,694	1,184,926			地方債現在高 A (特定資金公共投資事業債除く)	21,647,615 千円		
6. 単年度収支 F	602,768	△ 89,241			債務負担行為翌年度 以降支出予定額 B	9,858,598 千円		
7. 積立金 G	1,334,939	844,238			積立金現在高 C (うち財政調整基金)	3,701,494 千円 ( 2,724,786 )		
8. 繰上償還金 H	0	0			将来にわたる財政負担 A + B - C	27,804,719 千円		
9. 積立金取崩額 I	1,114,600	152,461			積立基金取崩額	1,414,600 千円		
10. 実質単年度収支 J (F+G+H-I)	823,107	602,536			収益事業収入	40,000 千円		
一 般 職 員 ( 28.4.1 現在 )				特 別 職 等 ( 28.4.1 現在 )				
区 分	職 員 数 A 人	4月分給料支払 総額 B 千円	1人当たり支給月 額 B/A 円	区 分	改定実施年月日	1人当たり平均給料 (報酬)月額 円		
一 般 職 員	604	197,358	326,752	市 町 村 長	H5.12.1	900,000		
うち技能労務職	71	24,746	348,537	副 市 町 村 長	H5.12.1	770,000		
教 育 公 務 員	2	917	458,550	教 育 長	H5.12.1	710,000		
消 防 職 員	0	0	0					
臨 時 職 員	0	0	0					
合 計	606	198,275	327,186	議 長	H5.12.1	540,000		
公 営 事 業 の 状 況	事 業 名	法適用	実質収支額 千円	普通会計か らの繰入金 千円	職 員 数 人	副 議 長	H5.12.1	490,000
	国民健康保険 (事業勘定)	△	411,480	1,592,744	10	議 員	H5.12.1	470,000
	介護保険 (保険事業勘定)	△	54,155	1,189,506	16	議 員 定 数 ( 24 人 )		
	後期高齢者医療	△	10,889	235,064	5	加 入 世 帯 数	17,440 世帯	
	下水道事業	無	147,597	1,716,360	10	被 保 険 者 数	26,765 人	
	介護サービス事業	無	0	109,246	0	1 世帯当り保険税調定額	140,309 円	
	都市開発事業	無	0	203,326	0	被保険者1人当り保険税 調定額	91,425 円	
						被保険者1人当り費用	486,343 円	
						保 險 税 ( 料 )	2,473,660 千円	
						保 險 給 付 費	7,070,639 千円	
					後期高齢者支援金等	1,525,126 千円		
					前期高齢者納付金等	1,051 千円		
					介護給付費納付金	610,951 千円		

※ ( ) 書きは、早期健全化基準である。

